

訪日外国人旅行者の 診療における診療価格

第3回 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会
平成31年(2019年)2月8日

厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室

目次

1 これまでの経緯

- 訪日外国人旅行者に関する診療価格を議論する前提条件
- 訪日外国人旅行者に対する診療価格の実態
(平成28年度「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」より)

2 訪日外国人旅行者に対する診療価格の実態と考え方

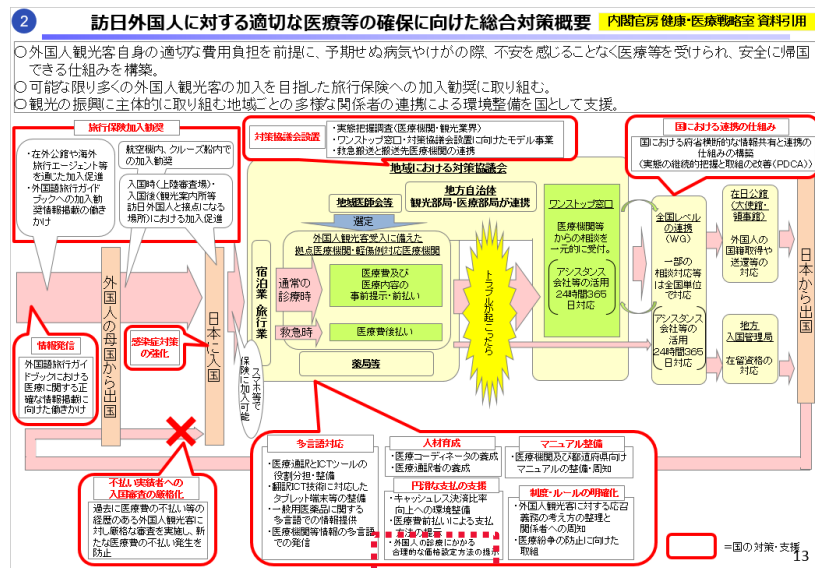
- 訪日外国人旅行者に対する診療価格の実態
(平成30年度「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」より)
- 訪日外国人旅行者に対する診療価格の考え方(フレーム)

① これまでの経緯

訪日外国人旅行者に関する診療価格を議論する前提条件

- 本検討会における議論は、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」の【取組2-11】「通訳等の附帯サービスの上乗せを含めた自由診療である外国人観光客向け医療に関する価格の合理的な設定方法の提示」を受けて行っているもの。
- 訪日外国人旅行者に対する診療価格は、社会保険診療ではなく自由診療であるため、**各医療機関が、任意に診療価格を設定してよいものである。**
- その一方、医療機関からは、「訪日外国人旅行者に対して、どのように診療価格を設定してよいかわからない。」という声もあげられており、考え方の枠組み(フレーム)や事例を紹介することとした。
- 本議論は『1点=〇〇円』というように、**価格を提示し診療価格を収斂させることを目的しているものではないことを、あらかじめご留意いただきたい。**

訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策概要(再掲)



取組2-11の詳細

【取組2-11】通訳等の附帯サービスの上乗せを含めた自由診療である外国人観光客向け医療に関する価格の合理的な設定方法の提示

取組のポイント (厚生労働省)

- 厚生労働科学研究の研究結果に基づき、自由診療である外国人観光客向けの医療に関し、**通訳等の附帯サービスの上乗せを含め価格の合理的な設定方法を提示する。**
- その際、公正取引委員会と必要な調整を行うとともに、社会医療法人等に係る医療税制との関係を整理する。

現状と課題	対応
<p>【外国人患者に対する適切な診療価格】</p> <p>○ 外国人を診療するための負担 試算上(※1)、外国人患者受入体制構築のためには、通常の診療にかかる費用に加え、患者1人あたり3〜5万円程度の追加費用が必要。</p> <p>○ 患者に適切な診療価格を設定している医療機関は限定的 調査対象の医療機関のうち、訪日外国人の診療における請求価格が、診療報酬と同様の基準を当てはめた場合に1点当たり20円以上となっている医療機関は0% (※2)。</p>	<p>【外国人患者に対する適切な診療価格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪日外国人に対する適切な診療価格のあり方を厚生労働科学研究において研究し、2018年度中に中間報告を得る。(検討中) ○ 2018年度内に、「訪日外国人旅行者に対する医療提供体制に関する検討会(仮称)」に研究結果を報告し、議論するとともに公正取引委員会との調整を行い、独占禁止法との関係を整理する。 ○ 研究結果に基づき、適切な診療価格の考え方を、【取組2-4】で詳述するマニュアルに記載する。
<p>【税制】</p> <p>○ 外国人に対する診療価格と税制の関係上の制限 訪日外国人に対する医療は自由診療。社会医療法人等においては、法人税等の非課税要件として</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自由診療においても、社会保険診療に準ずる額を請求すること ② 社会保険診療報酬等の合計額が全収入の一定割合を超えることが定められている。 <p>※1 平成26年度厚生労働科学研究「医療通訳の費用対効果」のデータをもとに試算 ※2 「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(平成28年 厚生労働省)</p>	

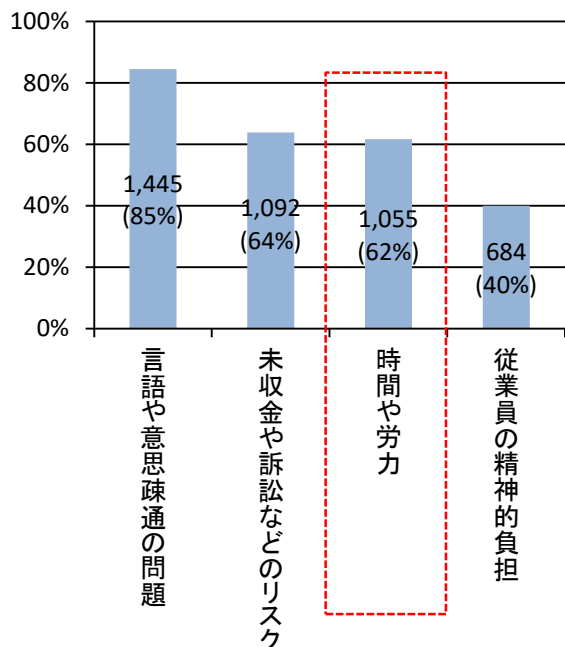
訪日外国人旅行者に対する診療価格の実態状況(これまでに公表したデータ)

- 訪日外国人旅行者の診療に際して、時間や労力を負担感としてあげている医療機関が多い。
- 平成28年に実施した調査において、訪日外国人旅行者に対する診療価格として、83%の医療機関が外国人への診察料として、1点あたり10円(または消費税込で10.8円か11円)で請求していた。
(年間501人以上外国人患者を外来で受け入れる医療機関(n=24)に限ると、50%の医療機関が、1点あたり20円以上で請求していた)

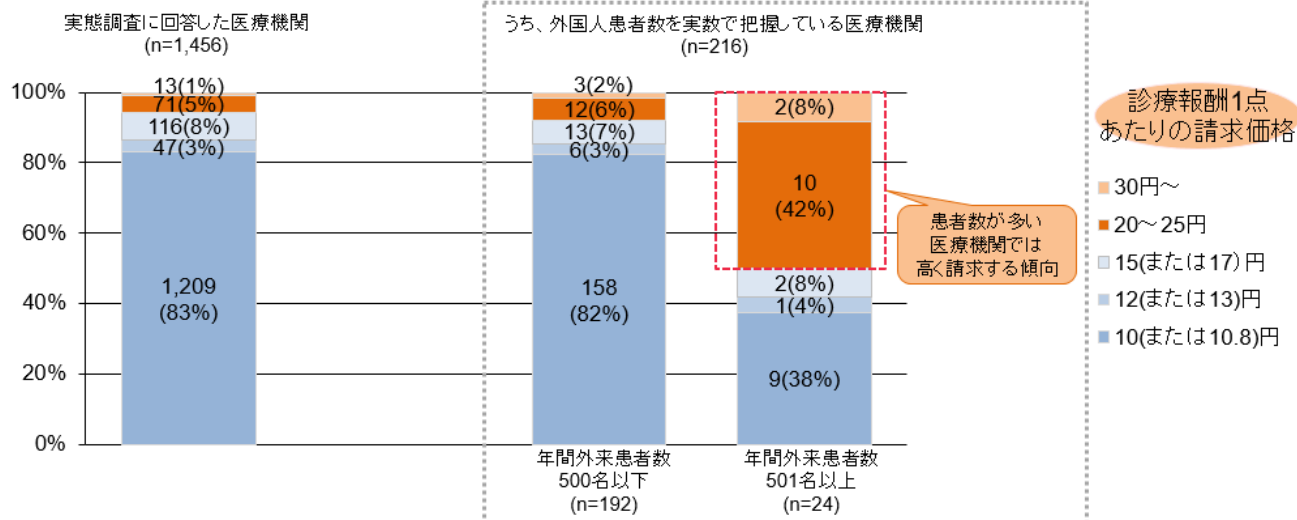
外国人患者¹⁾

外国人患者受入に当たり、
現在負担となっていることや今後不安な点

n=1,710 (複数選択)



訪日外国人に対する診療価格の分布¹⁾



1. 出典:「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(平成28年)より 注:全医療機関を調査としたものではなく、救急告示病院と観光庁が選定した「訪日外国人旅行者受入医療機関」を対象とした調査であることに留意が必要である。

② 訪日外国人旅行者に対する診療価格の実態と考え方

訪日外国人旅行者に対する診療価格の実態(1/2)

(平成30年度 医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査 速報値)

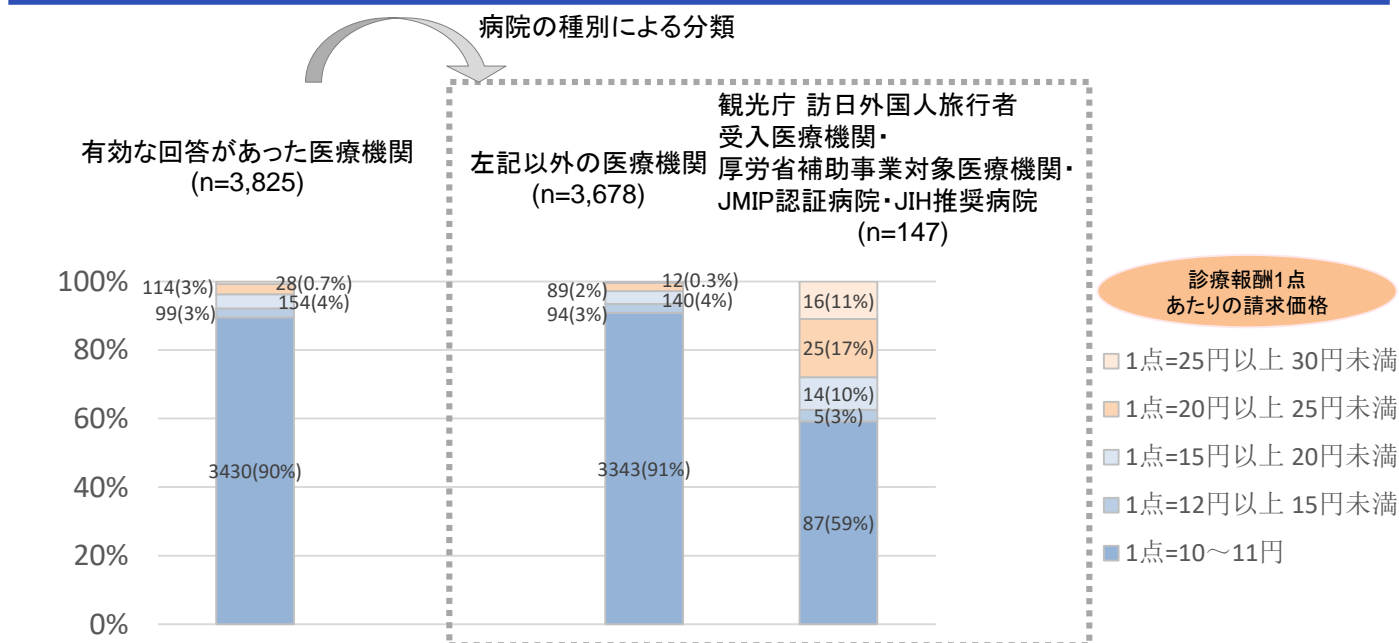
- 訪日外国人に対する診療価格を設定する際に、ほとんどの医療機関は診療報酬点数表を活用していた¹⁾。
 - 有効な回答(n=3,825)のうち、訪日外国人旅行者への診療価格として、90%の医療機関は1点あたり10円(または消費税込で10.8円か11円)としていた。
 - 外国人患者受入れが多いと思われる医療機関(n=147)²⁾に限ると、59%の医療機関が1点あたり10円(または消費税込で10.8円か11円)としており、28%の医療機関が、1点あたり20円以上で請求していた。
- ※ なお、現在精査中であり、これらの値は速報値であることをご了承ください。

設問内容

医療費をどのように設定しているか

- 日本の診療報酬点数表を基準とし、1点10円で請求している
- 日本の診療報酬点数表を基準とし、1点〇円で請求している
- 日本の診療報酬点数表を全く用いずに請求している¹⁾

訪日外国人旅行者に対する診療価格の分布¹⁾



データ出典：平成30年度 医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査において、病院から回収したデータ(n=4,308)を分析した。記述式設問もあるため、外国人患者の受入れがなく「わからない」等と回答した医療機関は、集計の対象外とし、3,825医療機関を分析した。

1) 「夜間、診療報酬の計算ができない時間でも翌朝すぐに県外、国外へ移動する場合は診療内容により1万円から6万円の間の金額を請求。」「時間外受診は、医療費の概算として一律 30,000円とし、後日精算の為に来院は不要としている」といった回答以外は、診療報酬点数表をもとに、診療価格が設定されていた。

2) ①観光庁 訪日外国人旅行者受入医療機関リスト、②厚生労働省 外国人患者受入れ環境整備推進事業、③一財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度、④一社Medical Excellence JAPAN (MEJ) ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)のいずれかに登録されている医療機関。詳細は前回の検討会の資料を参照のこと。

訪日外国人旅行者に対する診療価格の実態(2/2)

(平成30年度 医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査 速報値)

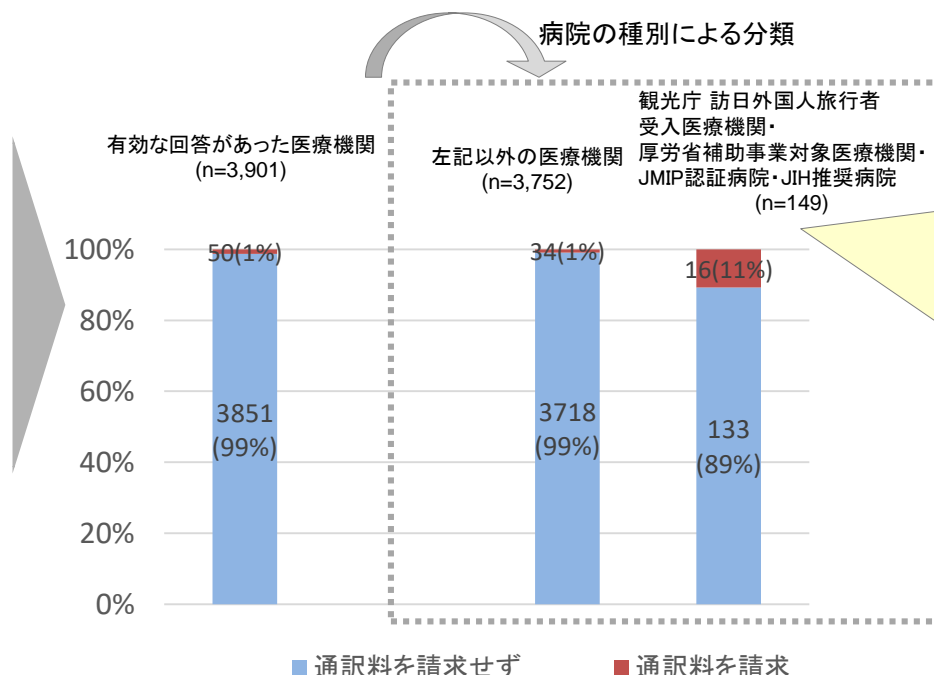
- 診療費以外の追加的費用として、通訳料を請求している医療機関¹⁾の割合は、約1%であった。
(外国人患者受入れが多いと思われる医療機関(n=147)²⁾に限ると、通訳料を請求している医療機関の割合は約11%であった)
- 通訳料以外に、消費税・診断書作成料・時間外料・差額ベッド代等が追加的に請求されていた。
- 診断書を外国語で作成する際に、日本人と同額の手数料を請求する医療機関も、割増の手数料を請求する医療機関もみられた。
- なお、現在精査中であり、これらの値は速報値であることをご了承ください。

設問内容

前問で回答した診療費以外に追加的な費用を請求しているか

- 通訳料
- 医師の診療時間
- 診断書作成等の事務手数料
- その他

通訳料の請求の状況¹⁾



医療通訳費用請求の例

- 通訳ボランティアの交通費相当額を患者に請求
- 2時間まで1,080円
以後1時間ごとに324円が加算
- 1日利用あたり10,000円請求
日本の健康保険を所持している外国人には適用せず
- アテンド通訳(4時間以内)25,920円
以降1時間ごと6,480円
- 外部医療通訳利用:15,000円/時間
外部テレビ電話通訳利用:300円/分

データ出典:平成30年度 医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査

1)病院から回収したデータ(n=4,308)のうち、診療費について回答した3,901医療機関を分析対象とした。2)①観光庁 訪日外国人旅行者受入医療機関リスト、②厚生労働省 医療機関における外国人患者受入れ環境整備推進事業、③一財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度、④一社Medical Excellence JAPAN (MEJ) ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)のいずれかに登録されている医療機関。詳細は前回の検討会の資料を参照のこと。

訪日外国人旅行者に対する診療価格の考え方(フレーム)

- 訪日外国人旅行者に対する診療価格は、社会保険診療ではなく自由診療であるため、各医療機関の判断に基づいて、診療価格を独自に(任意に)設定してよいもの。
- しかし、訪日外国人旅行者の診療に関わる、報酬請求の考え方を理解することは、医療機関に対する参考情報になると思われる。

議論材料

訪日外国人旅行者の診療に関するコストとして、どのようなものがあるか (コストの一案)

- 診療にかかわるコスト
 - 外国人患者の病歴を理解するためのコスト
 - これまでの治療履歴を理解するための照会や資料請求に係わるコスト
 - 母国での保険制度の理解するためのコスト
 - 人種に固有な疾患や日本で見られない疾患への診療方針を決定するためのコスト
 - 文献検索や専門家へ照会するためのコスト
 - 日本と海外との薬剤が異なるためのコスト
 - 薬剤名や投与量の確認のためのコスト
 - 医療通訳者を用いたとしても、往復の会話に費やされる、時間的コスト
- 診療以外にかかわるコスト
 - 医療通訳者に支払われる報酬
 - 旅行保険の照会に関わるコスト
 - 保険会社への連絡、補償される疾患や限度額の確認のためのコスト
 - 食事に対応するためのコスト
 - 家族に対応するためのコスト
 - 母国への帰国に伴うコスト
 - 航空会社との調整や、移送車両や酸素ボンベ等の準備のコスト

等

等

なお、必ずしもコストは明確に分類されるものとは限らない

コストの分類方法も複数あると思われる

- 診療にかかわるもの、診療以外にかかわるのもの
- 外国人診療全般にかかるもの (そのうち訪日外国人固有のもの)
- 医療機関における勘定項目上の分類等

參考資料

(参考)「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」
(平成17年9月1日保医発第0901002号)抜粋

1 費用徴収する場合の手続について

療養の給付と直接関係ないサービス等については、社会保険医療とは別に提供されるものであることから、もとより、その提供及び提供に係る費用の徴収については、関係法令を遵守した上で、保険医療機関等と患者の同意に基づき行われるものであるが、保険医療機関等は、その提供及び提供に係る費用の徴収に当たっては、患者の選択に資するよう次の事項に留意すること。

(中略)

2 療養の給付と直接関係ないサービス等

療養の給付と直接関係ないサービス等の具体例としては、次に掲げるものが挙げられること。

(中略)

(2) 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用

ウ 外国人患者が自国の保険請求等に必要な診断書等の翻訳料 等

(中略)

(5) その他

イ 日本語を理解できない患者に対する通訳料